

土岐市告示第 10 号

経営管理権集積計画の告示

下記森林について、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により告示する。

なお、定めた経営管理権集積計画については下記の場所において縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 1 日

土岐市長 加藤 淳 司

1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	地区名	字	林班	森林面積	森林所有者件数	筆数	経営管理権の始期	備考
1	定林寺地区	炭焼 休石	22,23	3.76ha	3 件	6 筆	2022 年 2 月 1 日	整理番号 集 1 ～ 3

2 縦覧場所

土岐市役所産業振興課

3 権利の設定

本告示により、土岐市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。